

「茂原市学校給食の停止・変更・再開申出書」の注意事項

以下の事由により、学校給食の提供の停止、変更、再開をする場合は、「茂原市学校給食の停止・変更・再開申出書」を学校に提出してください。

- ①**停止**: 転出、食物アレルギーによる中止、又は心身の不調、傷疾等で連続して5日以上給食を止める場合(土・日・祝日・各学校の給食がない日を除く)
- ②**変更**: 食物アレルギー等による給食の内容変更(牛乳停止等)を希望する場合
※後日、学校生活管理指導表の提出と面談が必要となります。
- ③**再開**: 停止していた学校給食を再開する場合

※停止、変更又は再開を希望する場合は、申出書を実施日(土・日・祝日・各学校の給食がない日を除く)の7日前までに学校に提出してください。

Q&A

Q1. 「茂原市学校給食の停止・変更・再開申出書」を提出しないで電話の連絡だけでも大丈夫ですか。

A1. 誤りなく取り扱うため、原則電話・口頭連絡のみでの停止はできません。必ず「茂原市学校給食の停止・変更・再開申出書」の提出をお願いします。

Q2. 急な発熱やけがなどで、学校を休む場合も給食を停止できますか。

A2. 急なお休みの場合は食材のキャンセルができないため、給食停止の対象にはなりません。
※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症による出席停止も対象外。

Q3. 再開日が不明な場合は、どうしたらよいですか。

A3. 再開日が決定次第、クラス担任に連絡をお願いします。書類については再開日を記入せずに提出してください。

Q4. 学級や学年閉鎖の時も提出が必要ですか。

A4. 学級や学年閉鎖の時は、提出の必要はありません。

Q5. 停止期間が変更となる場合は、再度書類の提出が必要ですか。

A5. 再度書類の提出が必要となります。なお、停止期間が4日以下となる場合は、対象となりません。